

様式第70（第69条関係）

【書類名】 特許料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。
- 3 第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において單に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号（〇〇〇〇 持分〇/〇）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称

及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇／〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する。

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12、14及び23から26まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3、5及び7と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第6項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。

(追加……昭53通産令14、改正……昭59通産令44、昭62通産令73、平2通産令41、平5通産令75、平7通産令57、平8通産令64、平8通産令79、平10通産令87、平11通産令14、平11通産令132、平12通産令357、平15経産令72、平16経産令28、平18経産令77、平19経産令14、平23経産令72)